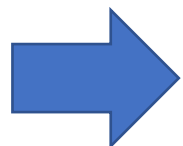


現状・課題

- 人口減少時代においては、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供していくことが困難になると考えられる。
- 各地域における拠点形成の仕組みである連携中枢都市圏制度は、財政支援の強化を含めさらなる拡充が必要である。
- 連携中枢都市の適用対象外となっている三大都市圏においても、近隣市町村とより有機的な連携を図り、適切な行政サービスを維持できる体制を構築する必要性が生じている。
- これまで、指定都市市長会として、連携中枢都市圏の法定化や、三大都市圏における連携促進に向けた新制度創設等を要請してきたが、実現には至っていない。



多様な大都市制度の早期実現に向けた取り組みを進める中、改めて、
大都市を中心とした広域連携の仕組みの構築について国に要請していくべきではないか。

要請の方向性（案）

- 連携中枢都市圏制度のさらなる拡充（財政支援の強化等）
- 三大都市圏を含む、希望する全ての地域において大都市を中心とした圏域を形成できる制度の実現

参考

<連携中枢都市圏の要件>

以下①～③の要件を全て満たすこと

① 指定都市または中核市

② 昼夜間人口比率が概ね 1 以上

③ 以下のいずれかを満たす

ア 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の区域外に所在

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合で、指定都市または特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること

<圏域の形成状況>

38圏域

- ・うち指定都市が連携中枢都市となっている圏域： 7 圏域
（広島・熊本・北九州・静岡・新潟・岡山・札幌）